

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきます、長妻議員の質問の続きになると思いますが。

この間、迅速に厚生労働省、警察、都道府県が対応していただいていることに非常に敬意を表しますし、田村大臣も大変スピーディーに取り組んでくださっているということで、感謝をしております。

これは、民主党政権のときから危険ドラッグは問題になっていることでありまして、与野党とか政府とか、どこが悪いということではなく、私たちも民主党政権のときから十分に取締まることができなかつたという反省と責任を感じながら、質問をさせていただきたいと思っております。

今の長妻議員の質問にありましたように、この問題の本質は何かというと、四十万人の方が危険ドラッグを使用されたことがあると推計されております。もちろん、この四十万人の方々には問題です。しかし、あえて言うならば、その方々の暴走する車によって何の罪もない方々が命を落とされたりけがをされたり、そういう事故も起こってしまっているということなんです。

おまけに、先ほど長妻さんから話がありましたように、二十六年上半期、三人の方が危険ドラッグの交通事故、暴走によってお亡くなりになられた。しかし、残念ながら、その三件とも未規制であったということなんです。その時点においては違法ではなかった。これは非常に深刻です。

私の配付資料を見ていただきたいんですが、二ページ目、池袋の六月二十四日の暴走事故で中国人の女性がお亡くなりになりました。私も現場に行って手を合わさせていただきましたし、また、その運転した容疑者が買ったお店にも行かせていただきました。しかし、この事件においても、残念ながら薬事法違反ではないんです、指定薬物ではなかったから。

そして、この毎日新聞の記事にもありますように、二〇一二年の十月には、脱法ドラッグを吸引後に車を運転した容疑者によって女子高生が死亡している。また、同じく二〇一二年の十月には、脱法ドラッグを吸った男が小学校に侵入し、女子児童に馬乗りになり、けがを負わせた。こういう事件も起こっている。

さらに、次のページを見ていただきたいんですが、痛ましいことに、ことしの一月には、香川県の善通寺市において、小学校五年生の女子児童が、脱法ドラッグ、危険ドラッグを吸った容疑者が運転する車にはねられてお亡くなりになってしまいました。

先日の七月三十日の「クローズアップ現代」という番組で、この女子児童の方のお父様のコメントが報道されておりましたけれども、本当に許せないという怒りを語っておられました。そして同時に、そのお父様は、犯人が許せないだけではなく、危険ドラッグの存在自体が許せないとおっしゃっているんです。

つまり、なぜそういう薬物が二百五十二の日本の店舗そしてインターネットで気軽に、簡単に買えるのか。〇・二グラム五百円、はっきり言いまして安いです、気軽に買えます。インターネットでも店頭でも、合法ですというのがうたい文句で売っているわけです。

そして、次の四ページ目、八月二日の毎日新聞でも、一月から六月、暴走事故は三十三人。そして、ことし五月十四日、長野県では、痛ましいことに、二十五歳の消防士の方が危険ドラッグの暴走事故によってお亡くなりになられた。このお父様はこうおっしゃっているんですね。「危険ドラッグを吸えばどうなるか分かっていたはず。昼間から街中を走るなんて殺人に等しい」、危険ドラッグ運転は殺人だということをおっしゃっているんです。

そこで田村大臣にお伺いしたいんですが、私の配付資料の中にも、インターネット、皆さん、今でもインターネットを見てもらったら、もう何十、何百と危険ドラッグを買うことができます。三時まで申し込んだらあしたお手元に届けますとか、もう何十、何百というのが自由に、手軽に、安く買えます。

田村大臣にお伺いしたいんですが、自由に、手軽に買える、長妻さんからもインターネットをどうやって取り締まるんだという話もありましたが、この店舗や店頭で売られている薬物の中には、改めてお聞きしますが、毒性の強い、将来的には規制薬物に指定されるようなものも今自由に売られている可能性はあるんですか。

○田村国務大臣 これはほとんど全部だと思いますね。

ですから、緊急に指定するものは指定する。もちろん、緊急といっても、それは物質を特定しないことには何が何だかわかりませんから、その手続を早めるということ。今までの一般的な指定よりもさらに早めて、例えばパ

ブリックコメント等々を飛ばして指定するというやり方もある、今言った緊急指定というやり方もある、それは、そのそれぞれの状況に応じてやってまいります。

なるべく早く指定をする中において、こういうものは売れない。また一方で、こういうものも、中には指定薬物も入っている可能性もありますから、しっかりと検査をして、指定薬物が売られておればしっかりと摘発をしていかなきゃならぬということでありまして、ありとあらゆる対応をしていかなければならぬと思っております。

いずれにしましても、このような形態で売られているものは、それは私は使ったことがないですからわかりませんし、全て検査したことがないからわかりませんが、しかし、ほぼ全て指定薬物になり得る可能性のあるものであろうというふうに我々は見えておりますから、徹底した対応をしてみたいと考えております。

○山井委員 田村大臣、今、非常に重要な答弁をされました。つまり、インターネットを見れば、何十、何百の危険ドラッグが売られている。店頭でも、二百五十二、日本に店舗があります。ここで合法ドラッグと呼ばれているものが、薬事法の責任者である田村厚生労働大臣によれば、ほとんど全ては近い将来、規制薬物になる、麻薬や覚醒剤並みの毒性があるものなんだと。私も実は同じ危機感を持っているんです。私は、田村大臣の現状認識、危機感は正しいと思います。私も同じ危機感を持っています。

そこでなんです。そこで、田村大臣、そこまでわかっておられるのであれば、なぜこれを今売ること、店頭に置くことを許しておられるのかという疑問になってしまうんです。

七月十八日に、七十六条の六で立入調査を疑わしいものに対してもするという事を表明されて、私はこれは素晴らしいことだと思いますし、今回、七月十五日に緊急指定を初めてされたのも、素晴らしいことだと思います。

しかし、田村大臣と私の最大の違いを申し上げます。

それは、田村大臣は、この配付資料の一枚目にもありますように、今のやり方は、危険ドラッグがあつて、分析、審議、意見公募に半年程度かかる。これを、先日の例えば池袋では死亡事件が起こったから、短くして三週間で指定したんです。しかし、皆さん、最大の問題点は、死亡事故が起こったから三週間で指定されたんです。一番重要なのは、死亡事故が起これなかったら、そんな早く指定されていなかったということなんです。

そこで、田村大臣、私は提案したいと思うんですね。確かにスピーディーにはなってくる。でも、私の提案、法改正は違うんです。何か問題が起こればスピーディーに指定するというのでは遅いんです。池袋でもう既に一人亡くなってしまっているんです。

ついでに、田村大臣が、今売られているのはほとんど覚醒剤、麻薬並みの毒性があるということをおられるのであれば、そうすれば、私が提案するように、指定薬物でなくても、指定薬物と同様の毒性を持つと疑わしいものは、まず暫定指定をする。そして、検査結果が出るまで販売を一時中止にする。まずは販売を一時中止にして、店頭からもインターネットからも買えないようにする。そして、その後、三カ月かかってもいいですよ、半年かかってもいいですよ、本当に安全だとわかれば指定は解除で売っていただく、それは当たり前です。しかし、毒性があるとわかれば販売は禁止、規制薬物に。

しかし、田村大臣の答弁からいけば、恐らくほとんどが毒性があつて販売禁止なんだろうということなんです。そう考えたら、私もきのう、おとついと地元で国政報告会でこの話をしましたが、この話を聞いた人全員が、そこまで危険なものが売られているんだしたら、まずは暫定指定して、それを売らせないようにしてほしいということをおっしゃっていました。(発言する者あり)

繰り返し言います。なぜ私が言うかということ、今、大西さんもおっしゃっていただきましたけれども、死亡事故が起こってからでは遅いんです。だから、田村大臣、法律の枠内でできることをやる、七十六条の六、疑わしいものを販売中止命令を出す、これはぜひやってください、早急にやってください。しかし、申しわけないですが、それではやはり限界があるんです。長妻さんも先ほどおっしゃったように、七十六条の六というのはその店、一店舗一店舗ですから、これは非常にスピードにも欠ける面があります。

しかし、この私が提案している暫定指定であれば、その薬物を指定すれば、二百五十二の店舗、インターネット全て一気にストップをかけられます。例えば、ある店舗で中止命令をかけていたのがインターネットで売られていて、その薬を利用した方が暴走事故を起こして誰かが死亡したとしたら、その方や御遺族は激怒されると私は

思いますよ。

だから、そういう意味では、もちろんハードルが高い、そんな簡単な話ではないとおっしゃるとは思いますけれども、ぜひこのような法改正というものを御検討いただけないでしょうか。

○田村国務大臣 ですから、もうやっているんですよ。

暫定指定という話を今使われました。ヨーロッパやアメリカでやられています。これは、まずその物質を特定しているんですね。それがなければ指定できないでしょう、暫定指定にしても。この間のあの事件は、東京都がすぐに物質を特定しました。だから、緊急指定で、これはもう売っちゃいけないと。言うなれば、暫定指定どころか、緊急指定で本指定しちゃったんです。

今委員がおっしゃっているのは、この薬物を売らせないといても、その薬物を特定しなければ売らせないとはいえないわけです。例えば、この製品は売らせないといたって、売っている方はパッケージを変えて違う名前で売りますよ。だから、その物質を特定しないと。

言われている意味はわかるし、私もやりたいですよ。やりたいですが、物質が特定できなければ暫定指定も何もできないんです。世界じゅうの暫定指定は、物質を特定してやっているんです。だから、我々も、物質を特定して、もう暫定じゃない、本指定で緊急指定をやって、売っちゃだめ、持っちゃだめ、そして使っちゃだめ、こういうことをやっているの、今委員がおっしゃっている部分では同じです。

でも、委員はもっと先へ行って、物質を特定しなくても、らしきものは全部だめだ、売らせないようにしよう、多分そういうふうにおっしゃりたい。これは思いは一緒です。ただ、それをやっても、多分また名前を変えて同じものを売る。同じものだけれども、物質は同じでも特定できていませんから、それがパッケージが変わっちゃうと同じ物質かどうか特定できないんですよ。だから、我々は、なるべく早く物質を特定して指定をするということでございます。

これはまさに、山井委員が与党のときに、議員立法をするときにこの議論をされたと思います。それで、やはり物質を特定することを早めなきゃならぬと。でなければ、何でもかんでもこれはだめだと言ったって、どれをだめにするかが特定できないということで、多分あの議員立法のときに断念されたんだというふうに思います。

我々も思いは同じで、だから、指定されていないものでも危ないものがあつたら売らせないようにどうするか。指定しているんじゃないか、指定薬物なんじゃないかということで、検査命令等々を含めて、そこにあるものを売らせなくすることも含めて対応しなきゃならぬということで、今ある法律。

世界じゅうが今悩んでいます、同じです。世界じゅうも同じなんですよ、日本と。これはよく勉強されれば多分御理解いただけるとは思います、世界じゅうが、まず物質を特定してから暫定指定していますから。だから、世界じゅうが悩んでいる中において、我々は、今ある法律で、ある意味ヨーロッパやアメリカよりも一歩進んで、この七十六条の六を使って、売らせないようにしていこうということに対応してまいりたいというふうに考えているわけでありませう。

○山井委員 田村大臣が頑張ってくださっている思いは私もわかります。しかし、山井委員が言っていることを既にやっているんですよと言われたって、売られているじゃないですか。田村大臣みずからが、ほとんどが毒性があつて、近い将来指定薬物に指定されると言われるものが売っているじゃないですか、今。全然、既にやっているじゃないじゃないですか。(田村国務大臣「だから、今の法体系の中でやろうと。法律をつくりたいですよ、私だつて」と呼ぶ)

○後藤委員長 どうぞ。発言を順番にしてください。

○山井委員 それで、先日、一週間、ヨーロッパに衆議院厚生労働委員会で視察に行ってきたして、ヨーロッパで脱法ドラッグの問題も調査をしました。そこで得た結論は、各国、多少はあります。しかし、日本ほど危険ドラッグが大きな問題になっている国はないんです。やはり日本が今一番深刻になっています。

それで、田村大臣は、物が特定できないと規制ができないということをおっしゃいました。おっしゃる意味は私もわかります。しかし、そこが本質なんです。残念ながら、物を特定しようとなれば、今の現行法になるんです。そう言っている限り、必ず、まずは死亡事故が起こって、その後で禁止をするという後手後手に回るんです。

私は、田村大臣がおっしゃったように、今インターネットや店で売っているものはほとんどが毒性がある、規

制薬物になるものとおっしゃるのであれば、それを暫定指定されるべきだと思います。今、暫定指定、販売中止命令をされるべきだと思います。田村大臣がやるやるとおっしゃっても、今やっていないから、そこは説得力がないんですよ。実際、売られているわけですからね。

ですから、今の現行法の枠内でいえば、今インターネットや店頭で売られている毒性が疑わしいものの多くを一時販売中止するのは、私は限界があると思っています。長妻さんもそのことはおっしゃいました。現行法で限界があると思っています。

田村大臣は、現行法の枠内で、今、日本じゅうのインターネットと二百五十二の店舗で売られているこの疑わしい薬物は販売中止できるとっておられますか。

○田村国務大臣 ですから、我々もやりたいです。お知恵があるのなら、おかしください。

でも、暫定といって、何を暫定するのかというのが特定できないわけですよ。例えば今ネットで売っているこんなパッケージでも、中身は関係なしですよ、パッケージのものは暫定でやりますと言えば、多分、次の日にはパッケージを変えて売りますよ、中身が特定できないんですから。彼らは、売っている方は、悪いと思って、わかっていて売っているんですから、こんなものは。

こんなものが本当に、バスソルトやお香や、それこそハーブなんて言っていますけれども、そんなものに使われると思って売っているはずはないわけですよ、これは。だから、彼らだって、悪いと思って売っている限りは、このパッケージはだめですよと言ったら、パッケージだけ変えて売りますよ。結局は危険ドラッグを排除できない。

だから、暫定指定をやりたいです、我々も。でも、何をもちて定義して暫定をするのか。そこに苦しんでいるので、いいお知恵があれば、逆にお教えいただきたいと思っています。

○山井委員 本当に、目指すところは一緒なんです。

だから、私の提案、今、田村大臣から質問がありましたのであえて申し上げますと、薬物名、薬物のパッケージ、そして、それだけでは、今おっしゃるように、翌日からビニール袋に入れて売るのでしょうから、薬物名、薬物のパッケージとその中に入っているものということで私はいいのではないかと思います。なぜならば、それを特定しようとするのが数カ月かかってしまうんです。だから、それを店頭から排除しようとするには、その商品名と中に入っているもので私はやるべきだと思います。

ただ、もちろん、それで本当にできるのかという議論もあるかと思うんですが、私の願いは、そういうことも含めて一度法改正を検討していただきたい。臨時国会に薬事法の改正を出していただきたい。今、法改正の検討をしないと、臨時国会に間に合わない。通常国会になったら一年ぐらい先になる。

だから、申しわけないけれども、内閣改造とかいろいろ言われていますが、本当に、そういう谷間になって、私は田村大臣が続投されるかどうかわかりませんが、そういう中で、またこの対策が後手後手になるということがあってはならないんです。

ですから、私も、今言った提案が一〇〇%とはもちろん言いません。しかし、今のようなことを考えないと、あすにでも、来週にでも、またお子さんが危険ドラッグの暴走車でひき殺されるという事件が残念ながら起こりますよ。起こります、起こり得ます、売っているんですから。そのときに、私はもう国民は許さないと。政府も許さないし、国会議員も許さないと。何でこんなものを放置しているんだと。

ですから、何とかこの法改正をぜひ検討していただきたいと思いますが、前向きな答弁を、田村大臣、お願いします。

○田村国務大臣 その中に入っているものというのが、パッケージが変わっちゃったら中に入っているものという概念は、違うパッケージの中に入っているものですから、それではやはり暫定指定できないですよ。その中に入っているものを特定するためには、成分、物質をちゃんと検査しないと、中に入っているものがわからないわけでありますので。

ということで我々も苦しんでおりますし、多分、民主党政権下でこの問題は大きな議論になって、議員立法を我々も含めてつくったわけですよ。そのときも同じように、これが特定できない、つまり暫定指定という指定ができないから、だから対策が組めないというので苦しんで、結局は、そこから、そこにあるものを収去する、そ

のような権限であるとか、麻薬取締官の取り締まれる範囲を、覚醒剤だけではなくて、麻薬だけではなくて、指定薬物まで広げるという議員立法をつくったんだというふうに私は記憶をいたしております。

ですから、もう既に何度も何度も我々もチャレンジしてまいりました。しかし、どうやって特定をするのか、どう、その指定薬物という中に、たとえ暫定指定であろうが、定義できないものを暫定的に指定するのかということの悩みの中でできなかった。

我々もこれからいろいろな知恵は絞りますけれども、しかし、国唯一の立法機関であります国会議員であられる山井先生も法律をつくる権限をお持ちでありますので、そのような形で、本当に指定がどうやればいいのか、いろいろなお知恵をおかしいただければありがたいというふうに思います。

○山井委員 私もこの三週間、本当に、夜中も、ヨーロッパ視察中も、自民党、公明党、野党の皆さんを含めて、この議論は国会議員もやらせてもらっています。

ただ、私は一つ理解できないのは、なぜ法改正を検討するという答弁をされないのか。ぜひ、法改正も含めて検討するというのを答えてください。なぜそれを排除されるのかわかりません。

○田村国務大臣 民主党政権のときからずっと検討してきているんです。これは、あなた方が政権与党のときから検討してきているんです。我々がそのときは逆にあなた方のような主張をしたんです、なぜできないんだと。

しかし、ずっと厚生労働省の中で、いや、これは、罪刑法定主義の中で、物が特定できないのに、物が特定できないものを持っていけば罪であると。これは犯罪ですからね。犯罪の要件を確定するためには、罪刑法定主義ならば、その行為自体を特定しなきゃいけないですよ。物が特定できないという中で苦しんで、あなた方が政権のときから今に至るまで、ずっと我々も悩んで検討しているんですよ。しかし、検討しているけれども特定できないという中で苦しんでいる。

これは、日本だけじゃなくて世界じゅうがそうなんです。多分、ヨーロッパに行かれて、ヨーロッパで同じような御意見を聞かれたというふうに思います。

先ほど言われた暫定指定は、やはり物質を特定しているんですよ。ここで悩んでいる、しかし悩んでいるだけではだめですから、だから、今ある中において徹底的な対策を組むということであります。

ですから、検討していないわけじゃありません。検討はもうずっと何年もやっております。しかし、特定できないという中において苦しんでおる、こう御理解ください。

○山井委員 時間が来ましたので終わらせていただきますが、これは残念ながら、また死亡事故は起こってしまいます、このままいけば。やはりそれではもたないです。大人だったら逃げられるかもしれないけれども、下校中の子供の列に脱法ハーブを吸った運転手の車が突っ込んできたら、子供は逃げられません。そうしたら、もう安心してこの日本で本当に生活できなくなってしまいます。

私、以前、田村大臣とも一緒に薬害C型肝炎の被害者の救済ということをやらせてもらったことがあります。半年間、与党も無理だ、政府も無理だ、法務省も無理だ、厚生労働省も法律的には絶対無理だ無理だと言いつけたけれども、最後は、薬害肝炎救済特別措置法という法律をつくって、やはり与野党力を合わせて救済したんですね。

今回も、申しわけないけれども、残念ながらこれからも死亡事故で亡くなられる方がふえていく、そうすると、今の法律の枠内ではこの議論は終わらないと私は思います。ぜひともぜひとも法改正を検討していただきたいとします。

ありがとうございました。